

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和9年3月31日まで)

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監
 警視庁刑事部長 殿
 各道府県警察本部長
 各方面本部長
 (参考送付先)

警察庁丁組二発第109号
 令和8年3月23日
 警察庁刑事局組織犯罪対策部
 組織犯罪対策第二課長

各管区警察局広域調整担当部長

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたLINEアカウントに関するLINEヤフー株式会社への情報提供について(通達)

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和5年下半期以降被害が急増し、令和7年は認知件数が15,142件(+4,905件)、被害額が1,827.0億円(+555.0億円)と前年に比べて増加し、極めて危機的な状況にある。

これらの詐欺においては、欺罔が行われた主たる通信手段の約9割をLINEヤフー株式会社(以下「LY社」という。)が提供する通信アプリのLINEサービス)が占めており、LINEが悪用されている実態が認められる。この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められるLINEアカウント(以下「犯行利用アカウント」という。)について、迅速にLY社)に情報提供を行い、LY社における利用停止や削除等(以下「利用停止等」という。)の措置を促す必要がある。

このような現状を踏まえ、「SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたLINEアカウントに関するLINEヤフー株式会社への情報提供について(通達)」(令和6年9月2日付け警察庁丁組二発第300号。以下「旧通達」という。)により、警察からLY社に対して犯行利用アカウントの利用停止等を促す情報提供(以下「利用停止依頼」という。)を実施してきたところであるが、各位にあっては、引き続き、下記要領に則り犯行利用アカウントの積極的な利用停止依頼を推進するとともに、本件枠組みを適正に活用し対応に誤りのないようになされたい。なお、旧通達は廃止する。

記

1 犯行利用アカウントの利用停止依頼の趣旨

LY社では、LINE内での迷惑行為や不適切な内容に対する利用者からの通報(以下「通報」という。)に基づき、同社が利用規約に違反する行為と確認した場合にアカウントの利用停止等の必要な対応を行っている。本取組は、警察において、SNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺(以下「対象事案」という。)の被害者、相談者等(以下「被害者等」という。)からの申出を受けた際に、被害者等によるLY社に対する通報を促すとともに、当該通報に係る犯行利用アカウントに関する情報(以下「犯行利用アカウント関連情報」という。)を警察からLY社に提供し、当該犯行利用アカウントの迅速な利用停止等を依頼するものである。

2 利用停止依頼の対象となる犯行利用アカウントについて

LY社に利用停止依頼を行う犯行利用アカウントについては、対象事案の被疑者が利用し

ていると認められるアカウント及び当該アカウントが参加するグループをいう。

3 都道府県警察及び警察庁における対応

(1) 被害申告・相談受理時の対応

都道府県警察の警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者等から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、同人にLY社へ通報すること及び犯行利用アカウントに関連する情報を警察からLY社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 被害者からの通報の実施

被害者の同意が得られたときは、被害者自身の端末から被害者自身の操作により、当該犯行利用アカウントに対する通報を実施すること。その際、操作に誤りのないよう、被害者等に通報手順等を適切に説明すること。

なお、被害者等の希望等により立会いの警察官が被害者等に代わってLINEを操作する場合は、誤操作等に十分留意すること。

(3) 犯行利用アカウントの利用停止依頼の手続き

ア 警察署等においては、犯行利用アカウントの別（LINEトーク・グループ、オープンチャット、公式アカウント）に応じて、別添様式1（LINEトーク・グループ）、別添様式2（オープンチャット）及び別添様式3（公式アカウント）（以下「別添様式」という。）に定められた必要事項を被害者等の端末から確認すること。

イ 警察署等においては、別添様式に必要事項を入力した上、自都道府県警察本部の担当所属（以下「本部担当所属」という。）に速やかに送付すること。

ウ 本部担当所属においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課ツール対策係（以下「警察庁ツール対策係」という。）に送付すること。ただし、捜査に支障を来すなどの場合については、捜査の進捗状況も踏まえて適切な時期に警察庁ツール対策係へ送付することとして差し支えない。

エ 警察庁ツール対策係においては、都道府県警察本部から送付された別添様式の情報を速やかにLY社へ送信し、犯行利用アカウントの利用停止等について依頼するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 利用停止等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的な判断を行うのはLY社である。警察から利用停止依頼を行った場合であっても、利用停止等の措置が執られない場合も想定されるため、利用停止依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウントが確実に利用停止等されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 通報日時の特定

被害者等が警察への届出前に既に通報を実施したと申し出た場合であっても、犯行利用アカウントや通報日時を明確にするため、警察署等において被害者自身から再度通報を実施することについて理解を得られるよう努めること。再度の通報について理解が得られない場合であっても、被害者等が既に実施した通報日時を可能な限り特定すること。

(3) 犯行利用アカウントの特定

警察署等においては、犯行利用アカウントの特定に当たっては、犯罪とは関係のないアカウントについて利用停止依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等に十分注意すること。また、本部担当所属については、警察署等から受理した情報を集約する際、正しく情報が入力されているか確認するとともに、誤記等を認めた場合は当該警察署等に適切に指導すること。

(4) 誤依頼への対応

利用停止依頼した犯行利用アカウントについて、事後の捜査で犯行利用アカウントではないと判明した場合には、本部担当所属から直ちに警察庁ツール対策係に報告すること。

別添様式 1

都道府県	
担当者	
作成日	

LINEトーク・グループ					類型
No.	アカウント名	グループ名	招待URL	通報日時	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

別添様式2

都道府県	
担当者	
作成日	

オープンチャット				種類
No.	オープンチャット名	オープンチャット招待URL	通報日時	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

別添様式 3

都道府県	
担当者	
作成日	

公式アカウント				類型
No.	アカウント名	LINE ID (@から始まるもの)	通報日時	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				